

福井県職員志望者の増加に向けた接点創出業務 企画提案公募要領

この要領は、福井県職員志望者の増加に向けた接点創出業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

福井県職員志望者の増加に向けた接点創出業務

2 業務の目的

県職員志望者を増やし、県政運営を担う優秀な人財を確保するため、地域課題解決への関心が高い学生や転職希望者との接点を創出し、県職員志望者の増加につなげることを目的とする。

3 業務の内容

(1) 委託業務の内容

福井県職員志望者の増加に向けた接点創出業務仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

4 応募の対象となる者

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。共同企業体を構成して参加する場合は、全ての構成員がア～クの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

エ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

カ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して

処罰等を受けていないこと。

キ 福井県から訴えを提起されていないこと。

ク その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和7年5月9日（金）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	1 2 応募先および問い合わせ先と同じ
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式1） (2) 参加申込誓約書（様式2） (3) 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） (4) 業務実績表（過去（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に契約した類似業務の実績があれば、それらをまとめたもの）（様式任意） (5) (4)の業務実績表に挙げた業務の実績がわかる資料
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはいししない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記（2）により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和7年5月15日（木）までに通知する。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案に参加する者は、次により企画提案書を提出するものとする。

①提出期限	令和7年5月26日（月）17時まで（必着）
②提出方法	持参もしくは郵送 ただし、郵送は簡易書留等配達記録の記録が可能な手段のみとする。
③提出先	1 2 応募先および問い合わせ先と同じ
④提出書類	ア 企画計画書（A4） 記載必須項目 ・イベントタイトル ・コンセプト ・実施内容（実施時期および会場、当日のタイムスケジュール、各回のワークショップテーマ） ・集客の方法 ・参加者のアフターフォロー（採用につなげるための工夫） ・懇親会の内容 イ 広報計画書（広報媒体、チラシ等広報物イメージ、数量、広報対象、範囲、期間）（A4） ウ 全体スケジュール（A4）

	エ 積算内訳書（A4） ※人件費、会場賃借料、企画料、懇親会費、広報費等、 業務遂行に係る費用の内訳が分かるもの。 オ 業務実施体制（A4） ※本業務を実施するための体制図を記載すること。 カ その他企画提案を説明するのに必要な書類（A4）
⑤提出部数	ア～カ各6部（うち5部は写し可）

(2) その他

- ア 提出された企画提案書について、県人事委員会事務局から内容についての質問および補正を求めることがある。
- イ 提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。
- ウ 提出された企画提案書は返却しない。

6 質問および回答

本業務に関する質問については、「質問書」（様式3）を提出するものとする。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和7年5月20日（火）17時必着
- イ 提出先 福井県人事委員会事務局
- ウ 提出方法 電子メール
（電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと。）

(2) 回答

- 質問に対する回答は、次のとおり行う。
- ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ア 回答方法 企画提案参加申込者全員に対してメールで回答する。
 - イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。

7 受託者の選定

(1) 選定方法

福井県職員志望者の増加に向けた接点創出業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書によるプレゼンテーションを実施した上で委託先候補者を選定する。

- ア 日時 令和7年6月5日（木）（予定）
1社につき30分程度（説明15分、質疑応答15分）
- イ 場所 福井県庁6階 人事委員会室
- ウ 備考 パソコン等を使用する場合は、各社で準備すること。
なお、県はモニター（HDMIケーブル含む）を準備するが、提案者が持ち込むパソコンとの接続に不安がある場合は、独自にプロジェクター・スクリーンを持ち込んでもかまわない。

(2) 審査基準

提出書類およびプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員会が次の「審査のポイント」により審査して、本業務委託契約の相手方を特定する。

審査のポイント

審査事項	評価項目	評価のポイント
提案内容	コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確で分かりやすいか ・明るく前向きなイメージが伝わるか ・地域課題解決に興味がある若者に刺さるものか
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップのテーマは福井県の地域課題を的確にとらえたものであり、尚且つワークショップによって県職員の業務の魅力発信につながるテーマであるか。 ・参加者が県職員という職業に興味を持ち、満足度が得られ、就職先の選択肢となるようなプログラムになっているか。 ・参加者を採用までつなげるための工夫があるか。 ・参加しやすい日程、場所となっているか。 ・広報計画は幅広く若者（就職活動前の大学生、民間企業への就職希望者、20代～30代社会人等）に効果的であり、かつ集客が期待できるものか。 ・広報物のデザインは魅力的でインパクトがあり、わかりやすいものか。
遂行能力	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を遂行できる業務実施体制をとっているか。 ・本業務と同種・類似業務の実績があるか。 ・過去の実績から、本業務を遂行する能力が十分あることを想定することができるか。

8 受託者の選定結果の発表

- (1) 審査の結果、委託上限額 2,416,000円（税込）の範囲内で、優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。
- (2) 選定結果は次のとおり発表する。

①日時	令和7年6月中旬
②方法	すべての応募者に文書により通知する。

9 契約

(1) 契約の締結

委託予定事業者と企画提案書等をもとに協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

(2) 契約書・契約保証金等

別に定める契約書のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取り消し

次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

ア 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。

イ 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実にない恐れがあるとき。

ウ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適當となるような事情が生じたとき。

- (4) 委託予定事業者が契約前に辞退した場合や、協議が整わなかった場合は、次点の提案者と契約に向けた協議を行うこととする。

10 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

11 その他

- (1) この公告にかかる一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本件業務における委託事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画書の使用権、および著作権は、契約が成立した場合に限り、福井県人事委員会に属するものとする。

12 応募先および問い合わせ先

- (1) 名称 福井県人事委員会事務局
- (2) 所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
- (3) 連絡先 電話 0776-20-0593（直通）
FAX 0776-20-0673
（土・日・祝日を除く9時00分から17時まで）

13 企画提案書提出以降のスケジュール

令和7年5月26日（月）	企画提案書の提出期限
6月 5日（木）	プレゼンテーション
6月中旬までに	業者選定、通知
7月下旬までに	実施準備、広報
12月下旬までに	ワークショップ開催（3回）
令和8年1月末までに	実施報告書提出